

長野県海外向け動画制作委託業務仕様書（案）

産業労働部 営業局

この業務仕様書は、長野県（以下「甲」という）が行う長野県海外向け動画制作委託業務（以下「本業務」という）を委託するに当たり、本業務を受託する事業者（以下「乙」という。）を募集するため、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

長野県海外向け動画制作委託業務

2 業務の目的

世界をターゲットに、長野県の普遍的な素晴らしさが国境を越え、世界の人々の心を動かし、その価値を強く印象づける動画を制作し活用することで、県全体の価値とプレゼンスを高く引き上げ、経済効果と海外事業の拡大に繋げる。

3 委託契約期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月19日（木）まで

4 業務内容

（1）長野県PR動画・メイン動画3本の撮影・編集・制作

インパクト、アイキャッチ、ストーリー性を重視し、言葉や価値観の壁を越えて長野の良さが世界に伝わる内容とする。一般的にありがちなカタログ的な説明動画ではなく、テンポとリズムを重視し、見るだけでワクワクし、見ていて飽きない世界の人々の心を強く揺さぶる動画制作のベースとする。

ア 仕様

- ①ハイビジョン以上の映像を基本とし、映像のクオリティを上げるためのドローンやXR（VR・AR等）など撮影を工夫すること。
- ②使用映像については、既存の映像の使用も可とする。ただしその場合においては、作成された成果品に関する全ての権利(映像の肖像権・著作権等)は、甲に帰属するものとする。
- ③言語のテロップ等については、3本のうち2本は英語、1本は英語及び中国語を基本とする。
- ④ありがちな風景映像、観光名所案内とならないよう「臨場感」「ストーリー」を重視し、「脚本」「プロット」「映像効果」「音響効果」等を精緻に企画すること。モデル等を使用する場合の肖像権は無期限に甲に帰属するものとする。

イ 想定利用場面

- ① 海外で実施するトップセールス
- ② 海外の行政機関等との公式行事
- ③ 海外から来訪の要人との面会
- ④ 海外各種団体との交流行事
- ⑤ 国内外で実施するレセプション
- ⑥ 海外での展示商談会 他

ウ 制作プロセス

以下の各プロセスにおいて担当する各部局の担当者との合意を経て制作を進めることとする。

- ①構成案・シナリオ(絵コンテ)の制作
- ②取材先のリストアップ
- ③取材・制作の詳細スケジュールの作成(取材対象者との調整含む)
- ④取材・撮影
- ⑤仮編集
- ⑥本編集 (BGM、文字テロップ等含む)

エ 制作方針

【バージョン A】

動画の長さ：3分程度

内容：最新の技法を用い「ストーリー性」「インパクト」を重視。言語や価値観を超えた長野県の普遍的な価値を発信し世界の人の心を揺り動かす価値のある動画とする。

言語：英語

その他：9月下旬のオーストラリア、10月下旬(予定)の米国等でのイベントで使用できるようにすること

【バージョン B】

動画の長さ：5分程度(提案による)

特に想定する使用：旅行会社向け商談会やレセプション、一般消費者向け旅行博

内容：甲乙協議で最終的な内容を決定するが、以下のテーマに留意しながら、映像を制作すること。既によく知られている場所、素材、長野らしいものだけではなく、あまり知られていない長野を総合的に取り入れ、県の魅力を伝えられる映像にすること。

【テーマ】

Nature (豊かな自然)、Tradition (伝統文化)、Outdoors (アウトドア体験)、Relaxation (リラクゼーション、ガストロノミー)

言語：英語

留意点：・制作に関しては、長野県観光に精通しマーケットのニーズに対しての具体的な知見を持つ者を含めること。

- ・12月に検討中の海外プロモーションで使用できるよう、プロトタイプ動画を11月末までに一時納品すること。

【バージョン C】

長さ：5分程度(提案による)

内容：県のみならず、県内企業や大学など、多様な主体が海外進出や海外と交流を行う際に地元長野県を紹介できる動画とする。

なお、甲乙協議の上、内容や構成を決定することとするが、「世界に開かれた長野」、「多様な人材の活躍」を意識しつつ、以下観点に留意しながら、長野県をよく知らない海外の方々に対し、県の概要を総合的に伝えるものとする。

- 留意点：・地勢、自然環境、産業（ものづくり産業、農業、食、観光等）、教育、人・暮らし（多様性や健康長寿）、文化、交流などをバランス良く取り入れること。
- ・既によく知られている場所、素材、長野らしいものだけではなく、あまり知られていない長野を総合的に取り入れ、県の魅力を伝えられる映像にすること。
 - ・県域全体をバランス良く取り入れること。

言語：英語・中国語

特に想定する利用場面：

- ・県による海外からの視察団や要人受入や海外訪問時の長野県概要説明
- ・企業や県民が海外で長野県を紹介

その他：・12月に検討中の海外政府機関等訪問行事で使用できるよう、プロトタイプ動画を11月末までに一時納品すること。

- ・動画のキャプチャーにより甲のリクエストに応じ静止画の納品に対応すること。（Web、パンフレット等での使用を想定）

（2）テーマに沿った動画の撮影・編集・制作

海外の方を対象としたレセプションや海外展示商談会、販路開拓セールスの際に使用できるテーマ毎の動画を制作する。

ア 仕様

- ① 画質はハイビジョン映像以上。映像のクオリティを上げるためのドローンやXR（VR・AR等）など撮影を工夫すること。
- ② 使用映像については、既存の映像の使用も可とする。ただしその場合においては、作成された成果品に関する全ての権利（映像の肖像権・著作権等）は、甲に帰属するものとする。
- ③ 言語は、英語とする。

イ 動画の長さ：2分程度

ウ 利用場面

- ① 海外で実施するトップセールス
- ② 国内外で実施するレセプション
- ③ 海外での展示商談会等での放映
- ④ 海外での観光関係者及び物産関係者等へのセールス など

エ 制作プロセス

以下の各プロセスにおいて担当する部局の担当者とは合意を経て制作を進めることとする。

- ① 構成案・シナリオ（絵コンテ）の制作
- ② 取材先のリストアップ
- ③ 取材・制作の詳細スケジュールの作成（取材対象者との調整含む）
- ④ 取材・撮影
- ⑤ 仮編集
- ⑥ 本編集（BGM、文字テロップ等を含む）

オ テーマ

- ① 信州ブランド戦略に基づく価値の表現映像
- ② スノーモンキー・温泉

- ③スノーリゾート
- ④白馬
- ⑤アルプス（北アルプス・中央アルプス・南アルプス）の大自然
- ⑥松本城+名所史跡
- ⑦日本酒
- ⑧発酵食品
- ⑨郷土食（そば・おやき等）
- ⑩伝統文化
- ⑪富裕層向け宿泊施設
- ⑫御岳古道・滝行
- ⑬宿坊・精進料理（座禅・瞑想体験含む）
- ⑭中山道トレイル

（3）その他

海外でのプロモーションの際に着用する法被を作成すること。作成にあたってはコンセプト、及びデザインについて、甲と乙が協議の上で決定すること。

ア 枚数 10枚（Lサイズ5枚、Mサイズ5枚）

イ 素材 ポリエステル100%

ウ デザイン

海外へ長野県をアピールできるようなインパクトを重視した色、デザインとする。

エ その他

5月のイベントで使用できるよう、4月末までの納品とする。

5 スケジュール

以下のとおりとする。なお、詳細日程は、甲と協議のうえ決定する。

日 程		項 目
令和7年1月	下旬	・公募型プロポーザル公告
2月	下旬	・受託事業者決定・契約
3月 以降	月上旬	・構成案、シナリオの作成 ・取材、撮影 ・法被の制作 ・動画の編集 等
令和8年3月	中旬	・成果品の納品 ・実績報告書の提出

6 業務の実施体制

- （1）業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。
- （2）統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配・確保すること。また、業務実施体制表を作成し、甲へ提出すること。提案書においては、県担当者との連絡調整の方法、打ち合わせの頻度等について明記すること。

(3) 統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に甲へ書面で報告すること。

7 成果品

乙は本事業完了後、以下を甲に提出するものとする。

ア 動画データ

(MP 4/完パケ及び白完パケ)※長野県がいつでもダウンロードできる電子媒体での提出

イ 動画絵コンテ(電子データ及びプリント)

ウ 甲が希望する動画からの静止画データ(JPG)※長野県がいつでもダウンロードできる電子媒体での提出

エ 静止画コンタクトシート(電子データ及びプリント)

オ 法被 10枚

8 完了検査

(1) 乙は、本業務の完了後に甲の検査を受けるものとする。

(2) 乙は、検査の結果、甲から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

9 成果品の帰属

(1) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、甲に帰属する。

また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は乙において必要な権利処理を行うこと。

(2) 本事業成果物等にかかる所有権や著作権は、原則としてすべて甲に帰属し、甲は事前の連絡なく、加工及び二次利用できるものとする。ただし、乙が従来から権利を有していた乙固有の知識、技術に関する権利等(以下「権利留保物」という。)については、乙に留保するものとし、この場合、甲は権利留保物について、甲に無期限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。

(3) 乙は、本事業完了後、甲が指定する日までに7の成果品と共に、業務完了報告書を紙媒体1部または、電子データ(PDF形式及びPowerPointやWord等の編集可能な形式)で甲に提出すること。

10 個人情報の取得・保護・管理等

(1) 乙は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

(2) 乙は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。

(3) 乙は、成果品(業務の履行過程において得られた記録等を含む。)を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

11 再委託

本委託業務を行うに当たっての再委託については、次のとおりとすること。

(1) 乙は、本委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。

- (2) 甲により再委託が承諾されたときは、乙は再委託先に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

12 その他

- (1) 本委託業務の実施に要した経費は、他の事業と経理を区分すること。
- (2) 事業計画が達成できない場合、または委託契約の条件に違反した場合は、委託契約の委託料の一部または全部を返還させ、あるいは損害賠償等を求めることがあるので十分留意すること。
- (3) 本事業を実施するにあたり、法令、国・県の会計、財務規則に従った処理を行わなければならない。
- (4) 乙は、本事業の実施に当たっては、本仕様書及び提案書に従い実施するものとし、実施内容の詳細について事前に甲と協議すること。
- (5) 乙は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め甲と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、甲と協議すること。
- (6) 乙は、本仕様書に記載されていない事項について、甲の指示に従わなければならない。
- (7) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、協議のうえ、書面によりこれを定める。
- (8) 本事業で生じた一切の訴訟については乙の責任において対応するものとする。